

伊賀市水道料金関連業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目的 水道料金に関する業務全般を民間委託することで、一層のサービスの向上とコストの縮減、業務の効率化を図ることを目的とする。
- (2) 名称 伊賀市水道料金関連業務委託
- (3) 履行場所 伊賀市水道事業給水区域とする。
- (4) 業務内容

本業務の委託業務範囲は以下の各号に掲げるとおりとする。

- ①受付(窓口)業務
- ②開閉栓業務
- ③検針業務
- ④請求・収納・料金更正業務
- ⑤滞納整理業務
- ⑥給水停止業務
- ⑦メーター情報管理業務
- ⑧電算処理業務
- ⑨その他の業務

- (5) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで
(ただし、契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までは準備期間とする。)

2 プロポーザルの実施方式

公募型

3 予算限度額

委託料の上限は、390,583,080円(消費税額及び地方消費税を含む。)とする。

ただし、この金額は契約(予定)金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

4 参加資格

公告日現在、伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の「事務事業委託」のうち「公共サービス業務」及び「上下水道料金徴収」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の

申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者

- (4) 公告から契約締結までの期間に伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者。ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可能とする。
- (5) 法令、規則等に違反していない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (7) 単独の法人であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 給水人口 6 万人以上の自治体において、水道事業の受付、開閉栓、検針、収納、滞納整理（給水停止を含む）の一連の業務を平成 19 年度以降に元請として、3 年以上継続して履行した実績を有し、かつ本業務の目標達成及び履行に必要な人員を配置できる者。（5 年間の履行期間を有する業務委託の履行期間中で、これまで満 3 年間が経過している場合は実績の対象とする。）
- (10) 次の基準を満たす者を専任で配置できること。
 - ア 業務責任者（正規雇用・常勤）

業務全体に精通し、業務の責任者としての確かな判断ができる能力を有する者で、3 年以上の雇用関係があり、かつ本業務委託内容と同種又は類似の業務について、5 年以上の実務経験を有する者。
 - イ 副業務責任者（正規雇用・常勤）

アの業務責任者と同等の能力を有し、1 年以上の雇用関係があり、かつ本業務委託内容と同種又は類似の業務について、3 年以上の実務経験を有する者
 - ウ 給水装置工事主任技術者

常時雇用関係があり、資格を有する者が 1 名以上いること。
- (11) 情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。

5 参加申請について

(1) 事務局及び各書類提出先

〒 5 1 8 - 0 1 3 1 三重県伊賀市ゆめが丘七丁目 4 番地の 4
伊賀市上下水道部営業課
電話 0 5 9 5 - 2 4 - 0 0 0 3
ファックス 0 5 9 5 - 2 4 - 0 0 0 6
メールアドレス eigyou@city.iga.lg.jp

(2) プロポーザルの実施事項及びスケジュール（予定）

	内 容	日 付
1	実施の公告	平成29年10月 4日（水）
2	プロポーザル参加申込書等の提出期間	平成29年10月 4日（水） ～ 10月13日（金）
3	設計図書等の閲覧期間（ホームページに掲載）	平成29年10月 4日（水） ～ 10月13日（金）
4	設計図書等の質問書提出期間 (電子メールで受付)	平成29年10月 4日（水） ～ 10月13日（金）
5	プロポーザル参加資格審査結果通知	平成29年10月18日（水）
6	設計図書等に対する質問書回答 (ホームページに掲載)	平成29年10月16日（月）
7	提案書等の提出期限	平成29年11月 1日（水）
8	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	平成29年11月22日（水）
9	審査結果通知	平成29年11月28日（火）
10	契約締結	平成29年12月 上旬
11	業務開始	平成30年 4月 1日（日）

※日程については、現在の予定であり、状況に応じて変更する場合がある。

6 参加資格確認申請書等

(1) 提出書類（各1部）

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第2-1号）

ウ 業務受託実績表（様式第3-1号）

※ 受託実績の契約書の写し及び実績を証明できる書類等を添付すること。

（業務名、業務場所、業務内容、契約期間、契約金額、委託者の給水人口、委託者・受託者の押印が確認できるもの）

エ 配置予定技術者届出書（様式第4号）

※ 業務責任者、副業務責任者、給水装置工事主任技術者について提出すること。

※ 雇用関係が確認できる書類、資格証の写し及び実務経歴を証する書類を添付すること。

オ 会社概要書（様式第4-1号）

※ 所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるものを添付すること。（パンフレットの使用も可）

カ 財務諸表（直近2か年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書）

キ 納税証明書（ヒアリング実施日から起算して6ヶ月以内のものに限る。）

（ア）伊賀市内に本店を有する事業者

すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

（イ）伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者

すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行

（ウ）三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者

すべての県税〔未納税額のない納税証明書〕＝所管県税事務所発行

消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行

（エ）その他の事業者

法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3の3〕＝所管
税務署発行

ク 情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度の認証又はプライバシーマークの
付与認定の写し。

（2）提出書類の受付

ア 受付期間 平成29年10月 4日（水）から平成29年10月13日（金）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時まで
を除く。）

イ 受付場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部営業課

ウ 提出方法 書面により持参する。

（3）設計図書等の閲覧

閲覧期間 平成29年10月 4日（水）から平成29年10月13日（金）まで
伊賀市ホームページに掲載する。

（4）設計図書等に対する質問

ア 提出期間 平成29年10月 4日（水）午前9時から平成29年10月13日（金）
午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部営業課

ウ 提出方法 質問書（様式第8号）により電子メールに添付する。

電子メールアドレス：eigy@city.iga.lg.jp

電子メール件名：【質疑】水道料金関連業務—提案者名

質疑用紙ファイル名：【質疑】水道料金関連業務—提案者名.doc

（5）設計図書等に対する回答

ア 回答期限 平成29年10月16日（月）

イ 回答方法 伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

7 プロポーザル参加資格の確認

(1) 参加者の決定

提出された参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

平成29年10月18日(水)

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第5号)により通知する。

(3) 参加資格に関する不服申立て

資格がないと通知された者は、書面(様式は自由)によりその理由を求めることができる。

ア 提出期限 前号の通知を受けた日から平成29年10月20日(金)までの午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部営業課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

8 提案書等の提出書類

(1) 提出期間

平成29年10月19日(木)から平成29年11月1日(水)までの午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部営業課

(3) 提出方法

持参とし、郵送は認めない。

(4) 提出部数

ア 提案書

正本 1部 (正本表紙 様式第6-1号)

副本 8部 (副本表紙 様式第6-2号)

イ 提案見積書

提案見積書 1部 (様式第6-3号)

積算内訳書 1部 (様式第6-4号)

(5) 提案書の内容

伊賀市水道料金関連業務委託公募型プロポーザル方式による事業者選定基準の評価項目にある業務委託に関する事項③～⑰の順に企画及び提案内容を作成すること。

(6) 提案書の作成形態

- ア 提案書の提出は、1 提案者につき 1 件とする。
- イ 作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格 A 4 判縦置き横書き左綴じ片面印刷とし、目次及び頁番号を付ける。
- ウ 表紙、目次を除き 30 ページ以内とする。

(7) 提案見積書

本業務を開始した日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間における提案見積書と積算内訳書を提案書とは別に 1 部提出すること。なお、積算内訳書の種別、細目、単位は変更可とする。

(8) 注意事項

- ア 提案書には、社名及び社名が特定できる内容や見積金額は記載しないこと。
- イ 提案書等の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製する場合がある。
- ウ 提案書等提出された書類は、伊賀市情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。

9 プロポーザルの評価方法及び評価基準

提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市水道料金関連業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、別添の伊賀市水道料金関連業務委託公募型プロポーザル方式による事業者選定基準に基づき実施し、最優秀者 1 者、次点者 1 者を選定する。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 平成 29 年 11 月 22 日（水）
それぞれの時間は、電子メールにおいて通知する。
- (2) 会場 伊賀市ゆめが丘浄水場内会議室
- (3) プレゼンテーションへの出席は、業務責任者又は副業務責任者を含めて 3 名以内とする。
- (4) プレゼンテーションを欠席した場合は、審査及び選定から除外する。
- (5) プレゼンテーションに必要な機材等は提案者で用意すること。
- (6) プレゼンテーションの順番はくじによって決定し、プレゼンテーションの時間は、提案者 1 者あたり 30 分以内とする。その後、審査員による質疑応答を行う。
- (7) 注意事項
 - ア 参加事業者は、プレゼンテーションを実施するにあたっては、社名等が特定できないようにすること。
 - イ プレゼンテーションは、提出した資料で特にアピールしたい項目を中心に説明を行うものとし、補足説明資料や新たな資料等を提出することはできない。

11 提案書の特定

(1) 提案書特定・非特定の通知

平成 29 年 11 月 28 日（火）

(2) プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第7号）により通知する。

(3) 特定されなかった者は、書面（様式は自由）により理由を求めることができる。

- ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から平成29年11月30日（木）までの午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）
- イ 提出場所 伊賀市上下水道部営業課
- ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

12 業務委託先の決定

(1) 業務仕様書の作成

提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について発注者とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。

(2) 契約方法

業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

(3) 契約保証金の納付

伊賀市会計規則第99条の規定による。

13 無効となる参加申込書等又は企画提案書等

参加申込書等又は企画提案書等が、次の各号のいずれかに該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 第3項の予算限度額を超える見積金額で積算されているもの
- (7) 提案書の記載内容において提案者名が安易に推測できるもの

14 失格となる提案者

提案者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

- (1) プロポーザルへの参加資格を満たしていない場合又は満たすことが出来なくなった場合
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により審査委員会委員若しくは関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (3) ヒアリング時に審査委員会の許可なく追加資料等を提出した場合
- (4) 契約締結の意思が認められないもの
- (5) その他審査委員会が不適格と認めた場合

15 その他留意事項

(1) プロポーザルの中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

(2) 本プロポーザルは、業務施行適格者を選定することから、具体的な業務の実施に当たっては、企画提案書に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施するものとする。

(3) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。

(4) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。